



認可外保育施設

保育士資格取得支援事業

事業内容

認可外保育施設が雇用している保育従事者が保育士資格を取得するための受講料等及び受講する保育従事者の代替雇上費を補助します。

対象となる施設（福岡市内で公立を除く）

- ❖ 認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている）
- ❖ 幼稚園型認定こども園が構成する認可外保育施設、小規模保育事業 A・B 型、事業所内保育事業

対象となる方の要件

- ❖ 対象となる施設に勤務していること
- ❖ 令和6年4月1日以降に、養成施設において受講を開始し、受講後卒業により保育士資格を取得すること、または受講後保育士試験の全てを免除される方法（特例制度（★））により保育士資格を取得すること
- ❖ 保育士登録をされた日を起算として、対象施設において、保育士として勤務を開始し、1年間以上勤務すること
 - ★特例制度対象者 幼稚園教諭免許を有し、幼稚園等において3年かつ4,320時間以上の実務経験がある方

補助基準額

❖ 養成施設の受講料

受講に要した経費の1/2が補助対象

上限額・養成施設を卒業することにより取得：30万円

特例制度を利用することにより取得：10万円または20万円

❖ 代替保育従事者に伴う雇上費

1日当たり 上限額 7,690円

- ❖ 実施しようとする場合は、実施計画書の提出が必要です。
実施予定の方には、必要書類をお渡しします。詳細については、指導監査課までお問い合わせください。

【問合せ先】

福岡市こども未来局子育て支援部
指導監査課 指導第2係
TEL(092)711-4262



令和7年2月作成